スキルアップコース実施要綱

令和　７年　２月２１日制定
令和　８年　１月２０日改正

（趣　旨）

第１条　この要綱は、和歌山県の林業事業体等において中核となる林業技術者の育成を目的とするスキルアップコースの研修を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

なお、林業架線技術者育成研修については、紀伊半島地域の林業人材育成に関する基本協定書（令和３年９月３０日締結）に基づき、みえ森林・林業アカデミー及び奈良県フォレスターアカデミー（以下「各アカデミー」）からの研修生も受け入れることとする。

（定　義）

第２条　この要綱において「事業主」とは、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第４５号）第２条第２項に規定する者（素材生産業を営む者については、和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和４５年和歌山県条例第１４号）第３条に規定する登録を受けた者とする。）であって和歌山県の区域内（以下「県内」という。）に本店又は支店その他の事務所（以下「本店等」という。）を有するもの及び林業を経営する個人であって県内に住所を有するものをいう。

この要綱において「その他事業主」とは、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第４５号）第２条第２項に規定する者であって、三重県又は奈良県の区域内に本店等を有するもの及び林業を経営する個人であって三重県内又は奈良県内に住所を有するものをいう。

（研修の実施）

第３条　農林大学校長は、別表１に掲げる研修（以下「研修」という。）を実施するものとする。

（研修の受講資格）

第４条　研修を受講することができる者は、別表２の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる要件に該当する者とする。

（受講の申請）

第５条　雇用している林業労働者に研修を受講させようとする事業主は、当該研修の受講希望年度の前年度２月末までに、スキルアップコース受講申請書（別記第１号様式）にスキルアップコース受講者別申込書（別記第２号様式）、役員等に関する名簿（別記第３号様式）を添付し、農林大学校長に提出するものとする。

また、林業架線技術者育成研修を受講希望の者は、作業経験証明書（別記第４号様式）も併せて提出するものとする。

２　農林大学校長は前項に基づく受講の申請を受け付けた後に、その他事業主から林業架線技術者育成研修受講生の募集を行うことができる。この場合、受講を希望するその他事業主又は雇用している林業労働者に研修を受講させようとするその他事業主は、前項と同様の書類を添付し、その他事業主の本店等を有する県内の各アカデミーの長に提出し、各アカデミーの長は受講する事が適当であると判断した場合、受講推薦書（別記６号様式）を添えて農林大学校長に進達するものとする。

（受講者の決定等）

第６条　農林大学校長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、受講資格等を勘案し、受講することが適当と認められる者を受講者として決定するとともに、その旨を事業主及びその他事業主に通知するものとする。

（受講の決定の除外要件）

第７条　農林大学校長は、受講の申請をした者(法人にあっては、その役員を含む。)又は受講者が和

歌山県暴力団排除条例(平成２３年和歌山県条例第２３号)第２条第３号の暴力団員等若しくは同条第１号の暴力団若しくは同条第２号の暴力団員と密接な関係を有する者に該当する場合、又は禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのなくなるまでの者に該当する場合は、受講の決定又は受講者の決定を行わないことができる。

２　農林大学校長は、次条の規定による取消しを受けた事業主又はその他事業主に対して、当該取消しを受けた年度を含む３年間はスキルアップコース受講申請書の受付を行わないことができる。

（受講の決定の取消し等）

第８条　農林大学校長は、事業主又はその他事業主あるいは受講者が次の各号のいずれかに該当するときは、受講の決定又は受講者の決定を取り消すことができる。

（1）　虚偽の申請その他の不正な手段により受講の決定を受けたとき。

（2）　各研修科目受講期間内において必須講習科目を修了しない場合（やむを得ない理由がある場 合を除く。）

（3）　その他農林大学校長の指示等に従わなかったとき。

２　農林大学校長は、前項の規定により決定を取り消したときは、その旨を事業主又はその他事業主に通知しなければならない。

（研修修了基準）

第９条　農林大学校長は、次項の基準を満たして各研修を修了した受講者を修了者として認める。

農林大学校長は、受講者が各研修を修了したときは、スキルアップコース関連研修修了者名簿（別記第５号様式）により農林水産部長に通知する。

２　各講習科目毎の修了基準は以下のとおりとする。

別表第１の講習科目⑦⑪⑫⑬⑯⑱㉕㉛については、出席率１００％かつ修了試験に合格した場合に修了を認める。

別表第１の講習科目②③④⑤⑧⑨⑲㉑㉔㉘については、出席率１００％の場合に修了を認める。

別表第１の講習科目①⑥⑭⑮⑰⑳㉒㉓㉖㉗㉙㉚については、出席率９０％以上の場合に修了を認める。

（書類の経由）

第１０条　第５条第１項の規定による受講申請書の提出及び第６条の規定による事業主に関する受講の決定の通知は、事業主の本店等の所在地又は住所を管轄する振興局農林水産振興部林務課を経由するものとする。

２　第５条第２項の規定による受講申請書の提出及び第６条の規定によるその他事業主に関する受講の決定の通知は、その他事業主の本店等の所在地又は住所を有する県内の各アカデミーを経由するものとする。

附　則

1　この要綱は、令和　７年　２月２１日から施行し、令和７年度事業から適用する。

2　林業技能作業士育成研修実施要綱及び林業架線技術者育成研修実施要綱並びに高度伐木技術者育成研修実施要綱は廃止する。

3　この要綱は、令和　８年　１月２０日から施行し、令和８年度事業から適用する。

別表１（第３条、第９条関係）

研修一覧

研修名	講習科目	時間数（ｈ）
伐木刈払い研修	①林業の基礎（座学）	2.5
	②普通救命講習	2.0
	③刈払機取扱基礎講習	4.5
	④伐木・造材基礎講習	14.0
	⑤器具機械整備講習	18.0
	⑥主伐技術講習	18.0
定員：申請状況にて調整	計	59.0
架線集材基本研修	①林業の基礎（座学）	2.5
	⑦玉掛け技能講習	21.0
	⑧クレーン取扱業務等特別教育	13.0
	⑨機械集材装置の運転の業務に係る特別教育	14.0
	㉗架線式グラップル講習	12.0
定員：申請状況にて調整	計	62.5
作業道作設研修	①林業の基礎（座学）	2.5
	⑪車両系建設機械（整地等）運転技能講習	40.0
	⑫車両系建設機械（解体）運転技能講習	7.0
	⑬不整地運搬車運転技能講習	13.0
	⑭作業道測量講習	30.0
	⑮作業道作設講習	24.0
定員：申請状況にて調整	計	116.5
クレーン作業研修	①林業の基礎（座学）	2.5
	⑦玉掛け技能講習	21.0
	⑯小型移動式クレーン運転技能講習	18.0
	⑰原木積込実習	6.0
定員：申請状況にて調整	計	47.5
荷役運搬はい作業研修	①林業の基礎（座学）	2.5
	⑱フォークリフト運転技能講習	33.0
	⑲荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育	5.0
	⑳はい作業実習	6.0
定員：申請状況にて調整	計	46.5
高性能林業機械研修	①林業の基礎（座学）	2.5
	⑨機械集材装置の運転の業務に係る特別教育	14.0
	⑪車両系建設機械（整地等）運転技能講習	40.0
	㉑高性能林業機械等特別教育	21.0

	㉒高性能林業機械オペレーター養成講習	30.0
	㉓大型林業機械管理・整備講習	24.0
	㉔溶接技術講習	21.0
定員：申請状況にて調整	計	152.5
林業架線技術者育成研修	①林業の基礎（座学）	2.5
	⑧クレーン取扱業務等特別教育	13.0
	⑨機械集材装置の運転の業務に係る特別教育	14.0
	㉕林業架線作業主任者講習	105.0
	㉖林業架線現地講習	12.0
	㉗架線式グラップル講習	12.0
定員：７名	計	158.5
高度伐木技術者育成研修	①林業の基礎（座学）	2.5
	⑦玉掛け技能講習	21.0
	⑯小型移動式クレーン運転技能講習	18.0
	㉘樹上作業（クライミング）講習	24.0
	㉙樹上作業（リギング）講習	24.0
	㉚広葉樹伐木技術講習	9.0
	㉛高所作業車運転技能講習	14.0
定員：８名	計	112.5

※受講条件等

1．各研修に含まれる講習科目を１年間ですべて受講すること。

2．受講済みの講習科目については免除とする。
なお、刈払機取扱安全衛生教育修了者については、講習科目③刈払機取扱基礎講習を免除とし、伐木等の業務に係る特別教育修了者については、講習科目④伐木・造材基礎講習を免除とする。さらに、刈払機取扱安全衛生教育と伐木等の業務に係る特別教育の両方を修了している者は、講習科目⑤器具機械整備講習を免除とする。

3．林業技能作業士育成研修実施要綱（平成 29 年 4 月 4 日制定）において、受講中であった講習科目については、残時間数のみの受講を認める。

4．⑱フォークリフト運転技能講習の受講については、普通自動車免許以上を取得していることを条件とする。

5．講習科目㉑高性能林業機械等特別教育については、伐木等機械の運転の業務に係る特別教育、走行機械の運転に係る特別教育、簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育のいずれかを修了している場合においても全カリキュラムを受講することを条件とする。

6．講習科目②普通救命講習については、「e-ラーニング救命講習田辺市」をパソコンや携帯電話を使用しインターネットで受講し、最後に交付されるＩＤ番号を控えて受講することを条件とする。

別表２（第４条関係）

受講者の要件

区　　分	要　　件
第２条に規定する事業主	研修終了後、５年以上林業に就業できる年齢である者
第２条に規定する事業主に雇用されている林業労働者	（１）雇用契約において期間の定めがない者であって、本事業の研修終了後、５年以上林業に就業できる年齢である者 （２）４か月以上の雇用期間が定められている者（季節労働者を除く）のうち、本事業の研修終了までの就業を予定し、かつ、研修終了後、５年以上林業に就業できる年齢である者
その他	別表１の講習科目の欄に掲げる講習の受講が必要と知事が認めた者

下記研修については、上記要件に次の要件を加える。

研　修　名	要　　件
林業架線技術者育成研修	・架線集材作業経験年数が３年以上ある者 ・その他事業主においては、みえ森林・林業アカデミー又は奈良フォレスターアカデミーの受講推薦を受けた者
高度伐木技術者育成研修	・労働安全衛生規則３６条８に定められている伐木業務特別教育を修了している者

別記第１号様式（第５条関係）

年度スキルアップコース受講申請書

年　　月　　日

和歌山県農林大学校長　様

（事業主）
主たる事業所の所在地
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

１　営業内容　　造林業、育林業、素材生産業
その他（　　）

２　木材業者登録番号　　和木第　　号

３　スキルアップコース受講希望者

番号	氏　　名	備考

４　確認事項

受講を申請するにあたり、下記事項を確認しました。（確認事項□にチェック）

□業務として研修に参加させます。

□研修中のケガ等は、労災保険の対象となることを認識しています。

□受講させる研修は、スキルアップコース実施要綱（以下「要綱」という。）の別表１において定めている受講期間１年で全て受講しなければならないことを認識しています。

□受講期間となっている１年で講習科目（免除科目除く。）を修了しない場合（やむを得ない理由がある場合を除く。）要綱第８条に基づき受講の決定又は受講者の決定を取り消されることがあることを認識しています。

□上記により取り消された場合、要綱第７条の２に基づき３年間受講申請の受付を行えないことがあることを認識しています。

５　添付書類

（１）スキルアップコース受講者別申込書

（２）役員等に関する名簿

（３）作業経験証明書（林業架線技術者育成研修受講希望者のみ）

別記第２号様式（第５条関係）

スキルアップコース受講者別申込書

（フリガナ） 氏　　名					証明写真貼り付け たて 3cm よこ 2.4cm 正面、胸上、無帽 30 日以内撮影
生年月日	年　　月　　日				
住　　所					
性　　別		血液型		電話番号	
所属事業体					
林業就業年月	年　　月				
林業就業のべ年月数	年　　か月				
林業技能作業士資格取得の有無	有　・　無				
認定書交付番号及び交付年月日	証第　　号　　年　月　日				

受講希望	研　修　名	講　習　科　目	免除科目チェック
	伐木刈払い研修	①林業の基礎（座学）	必須
		②普通救命講習	□
		③刈払機取扱基礎講習	□
		④伐木・造材基礎講習	□
		⑤器具機械整備講習	□
		⑥主伐技術講習	□
	架線集材基本研修	①林業の基礎（座学）	必須
		⑦玉掛け技能講習	□
		⑧クレーン取扱業務等特別教育	□
		⑨機械集材装置の運転の業務に係る特別教育	□
		㉗架線式グラップル講習	□
	作業道作設研修	①林業の基礎（座学）	必須
		⑪車両系建設機械（整地等）運転技能講習	□
		⑫車両系建設機械（解体）運転技能講習	□
		⑬不整地運搬車運転技能講習	□
		⑭作業道測量講習	□
		⑮作業道作設講習	□

	クレーン作業研修	①林業の基礎（座学）	必須
		⑦玉掛け技能講習	□
		⑯小型移動式クレーン運転技能講習	□
		⑰原木積込実習	□
	荷役運搬はい作業研修	①林業の基礎（座学）	必須
		⑱フォークリフト運転技能講習	□
		⑲荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育	□
		⑳はい作業実習	□
	高性能林業機械研修	①林業の基礎（座学）	必須
		⑨機械集材装置の運転の業務に係る特別教育	□
		⑪車両系建設機械（整地等）運転技能講習	□
		㉑高性能林業機械等特別教育	□
		㉒高性能林業機械オペレーター養成講習	□
		㉓大型林業機械管理・整備講習	□
		㉔溶接技術講習	□
	林業架線技術者育成研修	①林業の基礎（座学）	必須
		⑧クレーン取扱業務等特別教育	□
		⑨機械集材装置の運転の業務に係る特別教育	□
		㉕林業架線作業主任者講習	□
		㉖林業架線現地講習	□
		㉗架線式グラップル講習	□
	高度伐木技術者育成研修	①林業の基礎（座学）	必須
		⑦玉掛け技能講習	□
		⑯小型移動式クレーン運転技能講習	□
		㉘樹上作業（クライミング）講習	□
		㉙樹上作業（リギング）講習	□
		㉚広葉樹伐木技術講習	□
		㉛高所作業車運転技能講習	□

※電話番号は講習実施の急な変更などの連絡に使います。携帯電話をお持ちの方は携帯電話番号をご記入ください。

※今年度受講する研修名の受講希望の欄に「〇」印を付けてください。

※「林業架線技術者育成研修」については、林業架線作業の経験年数が３年以上となりますので、別添「林業経験証明書」も併せて提出願います。

※各研修について、定員をオーバー等により受講人数の調整が必要となった場合、農林大学校林業研修部で調整を行います。あらかじめご了承ください。

※免除を希望する講習科目には□にチェックを付けてください。

※講習科目②③④⑤⑦⑧⑨⑪⑫⑬⑯⑱⑲㉑㉔㉕㉛について受講の免除を希望する場合は、修了証の表裏の写しを添付してください。
なお、③の免除については、刈払機取扱安全衛生教育修了証、④の免除については、伐木等の業務に係る特別教育修了証、⑤の免除については、刈払機取扱い安全衛生教育修了証と伐木等の業務に係る特別教育修了証、㉔の免除については、アーク溶接等の業務に係る特別教育修了証、㉕の免除については、林業架線作業主任者免許証又は、林業架線作業主任者講習を修了したことが証明できるものが対象となります。
※講習科目⑥⑭⑮⑰⑳㉒㉓㉖㉗㉘㉙㉚の免除については、農林大学校林業研修部において修了したことが確認できる場合のみ免除を認めます。

（注意点）
・講習当日に本人確認を行います。住民票、運転免許証、健康保険証、在留カード、パスポートの内いずれか１つ原本をご持参下さい。

【本人確認欄　以下の欄には記入しないで下さい。】

確認資料	住民票	運転免許証	健康保険証	在留カード	パスポート	その他
確認者印						

別記第３号様式（第５条関係）

役員等に関する名簿

申請者	名　　称	住　　所

役職名	（フリガナ） 氏　名		生年月日				性別	備考
	姓	名	元号	年	月	日	男・女	

（記載要領）

1　法人の場合は、登記簿に搭載されている役員全員について記載すること。

2　個人の場合は、申請者本人について記載すること。

3　「元号」は、次のように記載すること。

　　大正：Ｔ　昭和：Ｓ　平成：Ｈ　令和：Ｒ

4　記載しきれない場合は、複数枚作成すること。

別記第４号様式（第５条関係）

作　業　経　験　証　明　書

（受講希望者）
現住所

氏名

生年月日　　年　　月　　日　生

上記の者は、研修の受講に必要な作業の内容及び従事期間は下表右欄のとおり、その経験を有することを証明します。

令和　　年　　月　　日

（事業主）
主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

作業内容	従事期間
林業架線集材作業	年　　月　　日～　　年　　月　　日までの間 年　　カ月

「従事期間」欄の「　年　月　日～　年　月　日までの間　　年　カ月」には、その作業に従事した期間を記入すること。

別記第５号様式（第９条関係）

年度　スキルアップコース関連研修修了者名簿

（フリガナ） 受講者氏名	生年月日	住　　所	所属事業体	修了研修名	備　考

別記第６号様式（第５条関係）

年度林業架線技術者育成研修受講推薦書

和歌山県農林大学校長　様

みえ森林・林業アカデミー学長
又は
奈良フォレスターアカデミー校長

下記の者を、林業架線技術者育成研修生として推薦します。

記

氏　名	か　な	生年月日